いすみ鉄道株式会社定款

昭和６２年　５月２２日制定
平成１３年　６月１５日改正
平成１７年　６月１６日改正
平成１９年　６月２６日改正
平成２０年　３月２６日改正
平成２１年　２月　７日改正

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、いすみ鉄道株式会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

⑴　鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業
⑵　鉄道及び自動車運送事業者からの乗車券類の販売及び出改札業務の受託
⑶　旅行業法に基づく旅行業
⑷　飲食料品、日用雑貨品の販売及び土産品店の経営
⑸　広告業
⑹　前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を千葉県夷隅郡大多喜町に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株式

（発行する株式の総数及び額面株式１株の金額）

第５条　当会社の発行する株式の総数は、８，０００株とする。

２　当会社の発行する額面株式１株の金額は、５０，０００円とする。

（株券の発行等）

第６条　当会社は、株式に係る株券を発行する。

２　当会社の株式は、すべて記名式とし、株券の種類は１株券、１０株券、１００株券の３種類とする。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の取扱い）
第８条　当会社の株式の名義書換、株券の再発行その他株式に関する取扱いは、取締役会の定めるところによる。

（株主の住所等の届出）
第９条　当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第３章　株主総会

（招集）
第１０条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
２　株主総会は、本店所在地若しくはその隣接地又は千葉市において開催する。

（定時株主総会の基準日）
第１１条　当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

（招集権者及び議長）
第１２条　株主総会は、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
２　代表取締役社長に欠員又は事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを代行する。

（決議の方法）
第１３条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数を、おって決する。

（議決権の代理行使）
第１４条　株主又はその法定代理人は、当会社の他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、株主が法人である場合には、その使用人をして議決権を行使せしめることができる。
２　前項の場合には、総会ごとにあらかじめ当会社に委任状を提出しなければならない。

（議事録）
第１５条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印して、これを当会社に保存する。

第４章　取締役及び監査役

（取締役及び監査役の員数）

第１６条　当会社の取締役は１５名以内とし、監査役は３名以内とする。

（取締役及び監査役の選任の方法）

第１７条　当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役及び監査役の任期）

第１８条　取締役及び監査役の任期は、それぞれ、取締役が就任後２年内、監査役にあっては就任後４年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

３　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬）

第１９条　取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第５章　取締役会

（取締役会）

第２０条　取締役会は取締役をもって構成し、取締役会は、当会社の業務執行に関する事項を決定する。

（役付取締役）

第２１条　取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長１名を選任する。

２　取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、取締役専務、取締役常務、各若干名を選任することができる。

（代表取締役）

第２２条　取締役社長は、当会社を代表する。

２　前項に定めるもののほか、取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を選任することができる。

（招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に欠員又は事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを代行する。

（招集の通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

（決議等）

第２５条　取締役会の決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　決議に加わることのできる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第２６条　取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

（取締役会規則）

第２７条　取締役会に関する細目については、取締役会が定める取締役会規則による。

第６章　計算

（事業年度）

第２８条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（剰余金の処分）

第２９条　毎事業年度の剰余金は、株主総会の承認を得てこれを処分する。

２　剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主又は質権者に対して行う。

３　剰余金の配当金がその支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第７章　附則

（設立に際して発行する株式）

第３０条　当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式２，７３０株とし、その発行価額は１株につき５０，０００円とする。

（最初の営業年度）

第３１条　当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から昭和６３年３月３１日までとする。

（最初の取締役及び監査役の任期）

第３２条　当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、第１８条の規定にかかわらず、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

（発起人の氏名、住所及び引受株数）

第３３条　発起人の氏名、住所及び各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

９２０株　　千葉県千葉市市場町１番１号
千葉県
千葉県知事　　沼　田　　武

４４株　　千葉県勝浦市出水１２９７番地
勝浦市
勝浦市長　　山　口　吉　暉

４０８株　　千葉県夷隅郡大多喜町大多喜９３番地
大多喜町
大多喜町長　　宍　倉　一　輔

１３８株　　千葉県夷隅郡夷隅町国府台１５２４番地の１
夷隅町
夷隅町長　　吉　原　　晋

４４株　　千葉県夷隅郡御宿町久保２２００番地
御宿町
御宿町長　　滝　口　栄　蔵

２０２株　　千葉県夷隅郡大原町大原７４００番地の１
大原町
大原町長　　斎　藤　義　人

４４株　　千葉県夷隅郡岬町長者５４９番地
岬町
岬町長　　太　田　儀　男

６０株　　千葉県夷隅郡夷隅町国府台１５１５番地の１
夷隅中央農業協同組合
組合長理事　　齋藤　万右衛門

１００株　　千葉県千葉市千葉港１番２号
株式会社千葉銀行
取締役頭取　　緒　方　太　郎

１５０株　　千葉県市原市五井１４７２番地
小湊鉄道株式会社
取締役社長　　石　川　信　太

以上いすみ鉄道株式会社を設立のため、この定款を作成し、各発起人が次に記名押印する。

昭和６２年５月２２日

千葉県千葉市市場町１番１号
千葉県
千葉県知事　　沼　田　　武
千葉県勝浦市出水１２９７番地
勝浦市
勝浦市長　　山　口　吉　暉
千葉県夷隅郡大多喜町大多喜９３番地
大多喜町
大多喜町長　　宍　倉　一　輔
千葉県夷隅郡夷隅町国府台１５２４番地の１
夷隅町
夷隅町長　　吉　原　　晋

千葉県夷隅郡御宿町久保２２００番地
御宿町
御宿町長　　滝　口　栄　蔵
千葉県夷隅郡大原町大原７４００番地の１
大原町
大原町長　　斎　藤　義　人
千葉県夷隅郡岬町長者５４９番地
岬町
岬町長　　太　田　儀　男
千葉県夷隅郡夷隅町国府台１５１５番地の１
夷隅中央農業協同組合
組合長理事　　齋藤　万右衛門
千葉県千葉市千葉港１番２号
株式会社千葉銀行
取締役頭取　　緒　方　太　郎
千葉県市原市五井１４７２番地
小湊鉄道株式会社
取締役社長　　石　川　信　太

附　則

この定款は、平成１３年６月１５日から適用する。

附　則

この定款は、平成１７年６月１６日から適用する。

附　則

この定款は、平成１９年６月２６日から適用する。

附　則

この定款は、平成２０年４月　１日から適用する。

附　則

この定款は、平成２１年２月　７日から適用する。